

## 厚生労働省「第1回 チーム医療推進会議」 チーム医療推進と特定看護師に関するWGを設置

2010/5/12

厚生労働省の「チーム医療推進会議」（座長＝永井良三・東京大学大学院医学研究科教授）は5月12日に初会合を開催し、特定看護師（仮称）の要件・養成課程の認定基準やチーム医療推進の具体策を検討するワーキンググループ（WG）を設置することを了承した。



同会議は、2010年3月19日に「チーム医療の推進に関する検討会」が取りまとめた報告書「チーム医療の推進について」を受けて、報告書の中で提言のあった具体的方策の実現に向けた検討を行うもの。事務局は当初、チーム医療を推進する医療機関の認定基準・認定主体などを検討課題とする「チーム医療認定検討WG」、一般看護師の業務範囲、「特定の医行為」の範囲、特定看護師（仮称）の要件・養成課程の認定基準などを検討課題とする「チーム医療推進のための看護業務検討WG」の2件のWG設置を提案したが、に関して「チーム医療の推進を認定制度とした場合、認定を受けていない医療機関はチーム医療を実施していないことになるのか」との委員の批判が相次いだため、名称を「チーム医療推進方策WG」とし、チーム医療推進のガイドライン策定を主検討課題に盛り込む形で事務局案を見直すこととした。については概ね委員の了承を得た。各WGは11月まで詳細な検討を実施する予定で、同会議は検討結果を基にして年内をめどに一定の結論を取りまとめる見通しだ。

### 看護業務実態調査、モデル事業を実施

この日了承された「チーム医療推進のための看護業務検討WG」では、看護師の業務範囲や特定看護師（仮称）が実施する「特定の医行為」の範囲決定に当たり6月以降「看護業務実態調査」を実施する。調査対象は医療機関等に勤務する医師・看護師及び各種団体、関係学会の代表者とし、調査内容は、報告書「チーム医療の推進について」において「特定の医行為として想定される行為例」として挙げられたものなど一定の行為について、現在看護師が実施しているか否か、今後特定看護師（仮称）が実施可能か否かなどの観点から同WGで選定する。（上記「特定の医行為として想定される行為例」は以下の厚生労働省HPに掲載の報告書を参照 <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/dl/s0512-6g.pdf>）

また、看護師養成課程の実態・実績に関する情報収集のため、既に類似の看護師の養成に取り組んでいる大学院修士課程の関係者等の協力を得てモデル事業を実施する。事業内容案としては、「特定看護師モデル養成課程」と称すること、臨床実践能力を習得する科目（臨床薬理学等）を必修としていることなどの条件を満たす修士課程をモデル事業実施課程として選出し、同課程においては「診療の補助」に含まれないと理解されてきた行為の実習を実施することも可能とする。モデル事業実施期間は原則2010年度中としている。